

がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、がんばる農家プラン事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲ある農業者等が行う創意工夫を生かした取り組みについての計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、元気な農業者等を育成し、地域農業の振興、活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、別表1及び別表2の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業のうち別表1の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者が行う対象事業に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下間接補助対象経費及び補助基準額について同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以上の補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者

(2) 対象事業のうち別表2の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる間接補助事業者に対して、同表の第4欄の補助基準額以上の補助金を交付する同表の第3欄に掲げる者

2 本補助金の額は、別表1の間接補助対象経費に同表の第6欄に定める率を乗じた額（同表の第7欄に掲げる額を上限とする。）及び別表2の第4欄の額以下とする。

3 別表2の第1欄に掲げる正規雇用支援（定額）については事業実施初年度のみとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

5 間接補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、

変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)の交付に当たり、当該間接交付を受ける事業実施者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるにあたっては、間接補助事業の中止及び廃止、施行場所(内容)の変更、本補助金の増額を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、間接補助事業者から報告を受けた時は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあっては、間接補助事業の完了の日から30日を経過する日又は間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。
3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

(補助金の返還等)

第13条 補助事業者は、第3条第1項の規定に基づき本補助金の交付を受けた別表2の第1欄に掲げる対象事業に係る雇用者が最初の支援事業実施年度から5年以内に退職した場合は、間接補助事業者に対して速やかに様式第4号による届出を指示し、知事に報告しなければならない。この場合においては、別表2の第4欄に掲げる補助基準額を上限に、規則第21条第1項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第22条第1項により補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない

- (1) 退職の理由が次のいずれかに該当し、かつ退職した翌日から起算して2か月以内に他者をもって職員の補充を行った場合
 - ア 独立就農、他の法人等での就業、雇用者（研修生）本人の死去・疾病等、雇用者（研修性）の自己都合による退職
 - イ 労使間のトラブル等に起因する退職のうち、その原因が雇用主の責めに帰すものでないことが明らかと認められる場合
- (2) 天災等、雇用主の責めに帰さないやむを得ない事情により雇用の継続が困難になったと認められる場合
- (3) その他、農林水産部長が特に認めた場合

(収益納付)

第14条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行し、平成25年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成26年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行し、平成27年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 対象事業	2 間接補助事業者	3 間接補助対象経費 (上限)	4 間接補助率	5 補助事業者	6 補助率	7 補助上限額
(1) 基本支援	がんばる農家プラン実施要領(平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。)2の(1)に掲げるもののいずれかに該当するもので6の(2)に基づいて認定されたプラン(以下「認定プラン」という。)において県が支援すべきものと位置づけた事業(以下「支援事業」という。)を実施する者	<p>認定プランに沿って行う、農業分野(特用林産物を含む。)、畜産分野(養豚、養鶏)及び耕畜連携に関する機械施設整備等に要する経費とする。</p> <p>なお、土地基盤の整備に関するもの及び新たな有機JAS認定を取得又は有機JAS既認定事業者が認定を維持することに関するものは対象外とする。</p> <p>個人の農業者 9,000千円 任意組織(構成員が10名以下、規約を有する組織)農業を営む法人 21,000千円</p>	1/2	市町村	1/3	<p>個人の農業者 3,000千円 任意組織(構成員が10名以下、規約を有する組織)農業を営む法人 7,000千円</p>
(2) 追加支援	要領2の(1)に掲げるもののいずれかに該当するもので認定プランにおいて支援事業を実施する者のうち、鳥取県経営体育成支援事業費補助金交付要綱(平成25年5月23日付第201300006038号鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。)別表の第1欄に掲げる対象事業1又は4の事業を行う者	<p>国事業支援要綱の別表の第1欄に掲げる対象事業1又は4の同表第3欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を経費とする。</p> <p>個人の農業者 4,500千円 任意組織(構成員が10名以下、規約を有する組織)農業を営む法人 10,500千円</p>	10/10		2/3	

別表2（第3条、第13条関係）

1 対象事業	2 間接補助事業者	3 補助事業者	4 補助基準額	5 補助上限額
(1) 正規雇用支援 (継続)	認定プランにおいて別表1の第1欄の事業を実施する者のうち以下のすべてに該当する者 (1) 個人の農業者又は農業を営む法人が、要領に基づくプラン認定年度以降に、正規雇用者があり、かつ、雇用開始年度から3年以内に支援事業を実施する者 (2) 平成30年3月31日以前に本補助金の交付決定を受けた者	市町村	国支援事業の補助対象経費及び別表1の第3欄の(1)の合計額(仕入控除税額を除く。)に1/6を乗じた額(ただし、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)	個人の農業者 1,500千円 任意組織(構成員が10名以下、規約を有する組織) 農業を営む法人 3,500千円
(2) 正規雇用支援 (新規)	認定プランにおいて別表1の第1欄の事業を実施する者のうち以下のすべてに該当する者 (1) 個人の農業者又は農業を営む法人が、要領に基づくプラン認定年度以降に、正規雇用者があり、かつ、雇用開始年度から3年以内に支援事業を実施する者 (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日に本補助金の交付決定を受けた者		正規雇用者1名につき50万円	—

※「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのなく、主に農畜産物の生産に従事する雇用者をいう。なお、正規雇用者は、1週間の所定労働時間が30時間以上で、原則過去に事業実施主体と正規雇用関係のない者であること。

※「国支援事業」とは、鳥取県担い手確保・経営強化支援事業(平成28年3月7日付第201500164313号鳥取県農林水産部長通知)別表及び鳥取県経営体育成支援事業費補助金交付要綱(平成25年5月23日付第201300006038号鳥取県農林水産部長通知)別表の第1欄に掲げる対象事業をいう。

様式第1号（第4条関係）

年度がんばる農家プラン事業計画書

- 1 プラン名
- 2 事業実施主体名
- 3 事業実施方針
- 4 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
		合計	円	

- (注) 1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。
- 2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。

- 5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

- 6 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
市町村	円	円	円	円	
その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

7 事業完了予定年月日

8 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
(県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載)

9 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

10 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

11 添付資料等

(1) 「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し。（農業を営む法人、任意組織の場合）

(2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

(3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが充分に比較・判断される資料。

(4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

(5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分る資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料。

(6) 第3条第1項の別表2に基づく補助金交付の場合で既に雇用済の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は労働条件を明示した雇入れ通知書の写し、雇用契約書の写し等、正規雇用者の雇用状況が確認出来る資料。

別紙1

種　目・項　目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第2号（第5条関係）

番号
年月日

様

職氏名

印

年度がんばる農家プラン事業費補助金交付決定通知書

年月日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったがんばる農家プラン事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助事業の間接補助事業の内容は・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

6 補助金の返還

補助事業者は、要綱第3条第1項の別表2に基づき本補助金の交付を受けた間接補助事業者に対する補助金の交付に際しては、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 要綱第3条第1項に基づき本補助金の交付を受けた別紙2の第1欄に掲げる対象事業に係る雇用者が最初の支援事業実施年度から5年以内に退職した場合は、速やかに様式第4号により届出しなければならない。
- (2) 間接補助事業者は、前記(1)の場合にあっては、別表2の第4欄に掲げる補助基準額を上限に県に返還しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 退職の理由が次のいずれかに該当し、かつ2か月以内に他者をもって職員の補充を行った場合
 - (ア) 独立就農、他の法人等での就業、雇用者（研修生）本人の死去・疾病等、雇用者（研修生）の自己都合による退職
 - (イ) 労使間のトラブル等に起因する退職のうち、その原因が雇用主の責めに帰すものでないことが明らかと認められる場合
 - イ 天災等、雇用主の責めに帰さないやむを得ない事情により雇用の継続が困難と認められる場合
 - ウ その他、県農林水産部長が特に認めた場合

※施行上の注意：「6 補助金の返還」を記載する場合は、様式第4号を添付すること

様式第3号（第10条関係）

年度がんばる農家プラン事業報告書

1 プラン名

2 事業実施主体名

3 事業実施方針

4 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
		合計	円	

(注) 1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入した機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様・形式を括弧書きで記載すること。

2 様式第1号（第4条関係）において、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合にあって、別紙1に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙2に改めて融資の内容を記載して添付すること。

5 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

6 収支決算

(1) 収入の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 市町村 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

7 事業完了年月日

8 添付資料等

- (1) 事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
- (2) 第3条第1項の別表2に基づく補助金交付の場合で既に雇用済の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は労働条件を明示した雇入れ通知書の写し、雇用契約書の写し等、正規雇用者の雇用状況が確認出来る資料。

※事業計画書に添付した場合は不要

別紙2

種　目・項　目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けた金額	償還年数	そ の 他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第4号（第13条関係）

年　月　日

鳥取県知事 様

職 氏 名

印

雇用者（研修生）退職届出書

○○○○（雇用者（研修生）氏名）については、下記のとおり退職することとなりましたので、がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

また、雇用者（研修生）の退職理由についての調査には誠意をもって協力します。

記

1 採用日 年　月　日

2 退職日 年　月　日

3 退職理由と今後の対応

退職理由	2ヶ月以内の職員補充	採用（予定）日	補助金返還	該当欄に○をつける
雇用者（研修生）都合	有	年　月　日	不要	
	無		必要	
雇用主都合（解雇）	雇用主の責めに帰さないもの	有　年　月　日	不要	
		無	必要	
	雇用主の責めに帰すべきもの	有　年　月　日	必要	
		無	必要	

※「2ヶ月以内の職員補充」とは、研修生が退職した翌日から起算した2ヶ月以内とする。

※補助金の返還額は、要綱第3条第1項の規定に基づき本補助金の交付を受けた別表2の第1欄に掲げる対象事業の同表の第4欄に掲げる補助基準額が上限となります。

退職の具体的な理由



様式第5号（第10条関係）

年　月　日

様

住 所
事業実施主体 氏 名 印
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあったがんばる農家プラン事業費補助金について、がんばる農家プラン事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。